

農の担い手確保・育成推進事業実施要領

佐賀県農林水産部長通知
制 定 令和5年4月3日付け農経第308号
一部改正 令和6年4月16日付け農経第189号

第1 趣旨

本県の農業が将来にわたり発展するためには、地域が主体となって、新規就農者を継続的かつ安定的に確保・育成していくことが重要である。

このため、本事業においては、農家後継ぎをはじめ、県内外からの就農希望者の確保を推進するとともに、新規就農者の経営の早期安定化に向け、トレーナー制をはじめとする様々な支援活動を実施するなどして、新規就農者の持続的な確保・育成を推進するものとする。

第2 事業の実施期間

- 1 本事業の実施期間は、令和8年度までとする。
- 2 ただし、「佐賀段階『農』の担い手育成プログラム」（平成31年4月1日制定農産第95号佐賀県農林水産部長通知）を活用していた事業実施主体のうち、県による施設整備を実施している事業実施主体については、本事業を活用可能な期間については、令和6年度までとする。

第3 事業内容等

- 1 本事業の内容、事業実施主体、採択要件は別表のとおりとする。

第4 事業実施の手続き

- 1 事業実施主体は、事業実施計画（別紙1又は別紙2）を作成し、市町の財政的負担を伴う場合は関係市町長に、伴わない場合は知事に事業実施計画の承認を申請するものとする（様式1号）。
- 2 市町長は、第1項に基づき事業実施計画の提出があった場合には、事業実施主体が作成する実施計画について必要な指導及び調整を行うものとする。
- 3 市町長は、事業を実施する場合又は事業実施計画の承認申請があった場合には、事業実施計画承認申請書及び事業実施計画総括表（別紙3）を作成し、事業実施計画書と併せて知事に提出するものとする（様式2号）。
- 4 知事は、事業実施主体又は市町長から申請された事業実施計画書の内容を審査し、適当と認めたときは、その承認を行うものとする。
- 5 市町長は、事業実施主体から申請された事業実施計画書の内容を審査し、適当と認めたときは、知事の承認を受けた後、その承認を行うものとする。
- 6 次に掲げる事業実施計画の重要な変更については、前各項に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 補助金の増額、減額を伴う事業内容の変更

ウ 事業実施主体の変更

第5 県の助成措置

県は、毎年度、予算の範囲内において、別に定めるところにより補助するものとする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、事業実施状況報告（別紙1又は別紙2）を作成し、実施年度から3年間、翌年度の4月末日までに関係市町長又は知事に提出するものとする（様式3号）。
- 2 市町長は、事業を実施した場合、前項に基づき、事業実施主体から事業実施状況報告書が提出され、内容が適当と認めた場合は、5月末日までに知事に報告するものとする（様式4号）。

第7 書類の提出

この要領に基づき提出する書類は、地域農業振興センターを経由することとし、その提出部数は1部とする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、農林水産部長が別に定めるものとする。

附則（令和5年4月3日付け農経第308号）

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

附則（令和6年4月16日付け農経第189号）

この要領は、令和6年4月16日から施行する。

別表

事業種目名	事業実施主体	事業内容及び補助対象経費	採択要件
新規就農者 受入体制 整備対策	市町、 農業協同組合、 任意組織	新規就農者を確保・育成するための受入体制を整備するため、必要な以下の活動を行う事業とする。 ① 企画会議の開催 謝金/旅費/会議費/資料印刷費/事例調査費/その他特に必要と認められる経費 ② 就農希望者の募集 お試し体験等短期就農体験に係る経費/就農啓発・研修生募集資材作成費/就農相談会参加費及び開催費/旅費/その他特に必要と認められる経費 ③ トレーナーの設置 謝金/委託費/人件費	・ 新規就農者の確保目標人数について、事業実施年度から３年間の具体的な目標人数を定めており、当該目標の実現が見込まれること。 ・ 関係機関と十分な連携がとれていること。 ・ 事業実施年度から３年以内に協議会の設置を計画していること。 ・ ①②③は必ず実施すること。
新規就農者 受入体制 推進対策	市町、農業協同組合 及び生産部会が組織 する団体（以下、協議会）	新規就農者を確保・育成するために設立された協議会が以下の活動を行う事業とする。 ① 協議会の運営 謝金/旅費/会議費/資料印刷費/事例調査費/その他特に必要と認められる経費 ② 就農希望者の募集 お試し体験等短期就農体験に係る経費/就農啓発・研修生募集資材作成費/就農相談会参加費及び開催費/旅費/その他特に必要と認められる経費 ③ トレーナーの設置 謝金/委託費/人件費 ④ コーディネーターの設置 謝金/委託費/人件費	・ 新規就農者の確保目標人数について、事業実施年度から３年間の具体的な目標人数を定めており、当該目標の実現が見込まれること。 ・ 関係機関と十分な連携がとれていること。 ・ ①②は必ず実施すること。

中古ハウス 継承モデル 構築対策	市町、 農業協同組合、 生産部会、 協議会	新規就農者が初期投資を軽減し、農業経営を安定して開始できるよう、地域や産地が取り組む、新規就農者への中古ハウス継承モデルの構築に係る事業とする。 ① 産地や部会への啓発 謝金/旅費/会議費/資料印刷費/その他特に必要と認められる経費 ② 中古ハウスの維持・管理 謝金/資材費/燃料費/その他特に必要と認められる経費	・ 継承する施設及び、その施設を継承する者が決まっていること。 ・ 産地や部会へ中古ハウスの継承について啓発を行うこと。 ・ 継承を前提とした中古ハウスの維持・管理に要する経費の試算を行うこと。 ・ ①は必ず実施すること。 ※ただし、事業費は伴わずとも可。
------------------------	--------------------------------	--	--

(注1) 任意組織：産地を守るため、地域の有志で構成され、生産を中心とした組織。

(注2) トレーナー：就農希望者や新規就農者に対して、栽培技術や経営ノウハウを指導、助言する農家のこと。

(注3) コーディネーター：就農希望者のスムーズな就農に向け、研修段階から就農後一定期間の各種相談（農地や中古資材等の情報、地域の風習や生活について等）対応する人物。

(注4) 中古ハウス継承モデル構築対策の実施主体については、生産部会支部の場合も取組可。ただし、代表者を設置し、独立した会計を行っていること。

(様式 1 号)

番 号
年 月 日

市町長 様

事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度農の担い手確保・育成推進事業実施計画の（変更）承認申請について

農の担い手確保・育成推進事業実施要領第 4 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）申請します。

（変更の理由）

（注 1）事業実施計画書（別紙 1 又は別紙 2）を添付すること。

（注 2）知事へ申請する場合は、「市町長」を「佐賀県知事」に置き換える。

（注 3）事業計画の承認申請を行う場合は、（変更）及び（変更の理由）を消去すること。

（注 4）事業計画の変更申請を行う場合は、（変更）の（ ）を消去し、変更の理由を記入し、「実施要領第 4 の 1」を「実施要領第 4 の 6」に置き換える。

(様式 2 号)

番 号

年 月 日

佐賀県知事 様

〇〇市・町長 氏 名

令和 年度農の担い手確保・育成推進事業実施計画の（変更）承認申請について

農の担い手確保・育成推進事業実施要領第 4 の 3 に基づき、関係書類を添えて（変更）申請します。

（変更の理由）

（注 1）事業実施計画書（別紙 1 又は別紙 2）、事業計画総括表（別紙 3）を添付すること。

（注 2）事業計画の承認申請を行う場合は、（変更）及び（変更の理由）を消去すること。

（注 3）事業計画の変更申請を行う場合は、（変更）の（ ）を消去し、変更の理由を記入し、
「実施要領第 4 の 3」を「実施要領第 4 の 6」に置き換える。

(様式 3 号)

番 号

年 月 日

市町長 様

事業実施主体名

代表者氏名

令和 年度農の担い手確保・育成推進事業の実施状況報告について

農の担い手確保・育成推進事業実施要領第 6 の 1 規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

(注 1) 事業実施状況報告書(別紙 1 又は別紙 2)を添付すること。

(注 2) 知事へ申請する場合は、「市町長」を「佐賀県知事」に置き換える。

(様式 4 号)

番 号

年 月 日

佐賀県知事 様

〇〇市・町長 氏 名

令和 年度農の担い手確保・育成推進事業実施状況報告について

農の担い手確保・育成推進事業実施要領第 6 の 2 の規定に基づき、関係書類を添えて報告
します。

(注 1) 事業実施状況報告書 (別紙 1 又は別紙 2)、事業実績総括表 (別紙 3) を添付する
こと。

別紙1 令和 年度農の担い手確保・育成推進事業(新規就農者受入体制整備対策・新規就農者受入体制推進対策)
実施計画書(変更)(実施状況報告書)

事業種目名		事業実施主体		事業実施地域	
-------	--	--------	--	--------	--

1 事業実施地域における担い手(新規就農者を含む)の状況

2 事業の取り組み方針(成果)

3 事業実施主体の新規就農者数の確保目標(実績)

品目	項目	事業実施 前年度	事業実施 1年目	事業実施 2年目	目標年度 事業実施 3年目
		(令和 年度)	(令和 年度)	(令和 年度)	(令和 年度)
	計画	—			
	実績				
	計画	—			
	実績				

※各年度の数値を記入すること

4 協議会の設立状況等

(1)協議会(企画会議)の構成員

機関・団体名	担当部課名

※担当部・課等が複数の場合はすべて記入すること

(2)協議会の設立(予定)年月日
年 月 日

(3)協議会の事務局

(2)受入体制整備によって実現する新規就農者の確保・育成計画(実績)

5 事業計画(実績)

(1)協議会(企画会議)の開催

時期	会議等	具体的内容(検討事項等)	積算基礎
			合計 円

○先進地事例調査の実施

時期	調査等	具体的内容(調査内容等)	積算基礎
			合計 円

(2)就農希望者の募集・啓発活動

時期	活動内容	積算基礎
		合計 円

(3)トレーナーの設置

トレーナー氏名	対象品目	トレーナーの支援対象者氏名	支援内容	支援期間	積算基礎
					合計 円

(4)コーディネーターの設置

氏名(年齢)	略歴	積算基礎
		合計 円

※1 略歴は営農指導など地域農業の振興に関する経歴を記載する

※2 積算基礎は月単価×活動月数

6 事業費計画(実績)

事業種目名	取組区分・事項	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			県費補助金	その他	
	(1)協議会の運営(企画会議の開催)				
	(2)就農希望者の募集・啓発				
	(3)トレーナーの設置				
	(4)コーディネーターの設置				
	計				

7 添付書類

- 1)誓約書(別紙4)(実施計画書申請時のみ添付。市町及び農協が事業実施主体の場合は不要。)
- 2)協議会の規約(協議会が設置されている場合は実施計画書申請時に添付、設置見込みの場合は実施状況報告時に添付。)
- 3)協議会(企画会議)の各担当者名簿

- 4)雇用契約書又は委任状等コーディネーターを設置していることが分かる資料の写し
(事業内容④コーディネーターの設置に取り組む場合に添付すること。)

(注1) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇〇円(県費相当額)」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明かでない場合には「含む税額」とそれぞれ記入すること。

【減額した金額＝消費税額×(県費補助金／消費税抜き金額＝実行補助率：1円未満を切り捨てること)】

(注2) 事業計画の変更承認申請の場合は、変更箇所が分かるよう、変更承認申請前の内容等を()書きで上段に、変更後の内容等を下段に記入すること。

別紙2 令和 年度農の担い手確保・育成推進事業(中古ハウス継承モデル構築対策)実施計画書
(変更)(実施状況報告書)

事業実施主体		事業実施地域	
--------	--	--------	--

1 事業実施地域における担い手(新規就農者を含む)の状況

2 事業によって目指す中古ハウス継承の仕組み

事業の 取り組み 方針(成果)	
仕組み	

※ 本事業によって目指す(実績の場合は実現した)仕組みについて具体的に記載。図や表を用いても可。

3 継承しようとする(継承した)中古ハウスの概要

拠出(予定)者	(例) ○○ ○○ (△△市□□町)		
継承(予定)者	(例) □□ □□ (△△市○○町。ミニトレーニングファーム研修生)		
継承(予定)時期	令和 年 月 日		
ハウスの概要	所在地	(例)△△市□□町○○番地	
	ハウスの形態	(例)APハウス	
	規模	(例)いちご栽培ハウス10a × 1棟 育苗ハウス5a × 1棟	
継承形態 (該当するものを○ で囲む)	居抜き / 解体・移設		賃貸 / 購入
継承後の施設の活用方針	(例)県単事業を活用し、リノベーション後、営農開始する予定。		
その他			

5 事業計画(実績)

(1)産地や部会への啓発活動(必須)

時期	会議・研修会等	活動内容	積算基礎 (実績)
			合計 円

※事業費は伴わずとも可。

(2)中古ハウスの維持・管理

時期	内容	積算基礎 (実績)
		合計 円

6 事業費計画(実績)

事業種目名	取組区分・事項	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			県費補助金	その他	
中古ハウス継承モデル構築対策	(1)産地や部会への啓発				
	(2)中古ハウスの維持・管理				
計					

7 添付書類

- 1)誓約書(別紙4)(実施計画書申請時のみ添付。市町及び農協が事業実施主体の場合は不要。)
- 2)事業実施主体が協議会の場合は、協議会の規約及び構成員名簿(実施計画申請時のみ添付)
- 3)継承した施設の外観及び内観が分かる写真(実施状況報告時のみ添付)

(注)事業計画の変更承認申請の場合は、変更箇所が分かるよう、変更承認申請前の内容等を()書きで上段に 変更後の内容等を下段に記入すること。

別紙3

令和 年度 農の担い手確保・育成推進事業実施計画(実績)総括表

市町名: _____

事業実施主体名	事業種目名	事業内容	事業費	負担区分(円)			備考
				県費補助金	市町費	その他	
		①協議会の設置・運営					
		②就農希望者募集・啓発					
		③トレーナーの設置					
		④コーディネーターの設置					
		①産地や部会の啓発					
		②中古ハウスの維持・管理					
計							

※ 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇〇円(県費相当額)」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明かでない場合には「含む税額」とそれぞれ記入すること。

【減額した金額＝消費税額×(県費補助金／消費税抜き金額＝実行補助率)】※全てを計算した後に、1円未満を切り捨てること。】

【別紙４】

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己または団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (１) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (２) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (３) 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
 - (４) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (５) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (６) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (７) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 １の（２）から（７）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県農業経営課長 様

〔代表者の住所又は事務所所在地〕

住 所

〔団体名、代表者の氏名及び代表者の生年月日〕

(ふりがな)

団体名

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日

(注) 氏名は、本人が自署すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いします。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、農の担い手確保・育成推進事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。